

# 市長選挙 田村正彦氏が 無投票で3選



田村 正彦 氏

任期満了に伴う八幡平市長選挙が9月22日に告示され、現職の田村正彦氏(65)は無所属以外に立候補者がなかったため、無投票での当選が決まりました。平成17年に市が誕生して以来、市長選挙が無投票となったのは、今回が初めてです。

任期は、平成25年10月2日から29年10月1日までです。

田村市長の市政3期目の抱負などは、11月7日発行の「広報はちまんだい」で紹介する予定です。

定です。

なお、市長選挙が無投票だったことから、選挙区再編後の市内15カ所での投票は、次に行われる選挙からとなります。

田村正彦(たむら・まさひこ) 駒澤大卒。県農業共済組合連合会を退職後、旧西根町議会議員(平成元年から連続2期)、県議会議員(7年から連続3期)を経て、17年の八幡平市長に初当選。平館出身

## 台風18号

# 市内各地に甚大な被害



豪雨で崩落した道路(兄川)

大型の台風18号は、9月16日に県内を直撃し、本市にも甚大な被害を及ぼしました。

台風18号は、16日正午から夕方にかけて、本市に多量の雨と強風をもたらし、河川の氾濫、家屋や観光施設への冠水、道路の損壊、配管の破損による断水、田畑への浸水による農作物への被害など、大きな爪痕を残しました。9月25日までの調査で判明した被害額は、約12億4586

万円となっています。

気象庁の観測では、岩手松尾観測所の16日の降水量が169.5mm、最大1時間降水量が48.5mm(9月観測史上最大)となるなど、記録的な豪雨となりました。

9月20日には、達増知事や県職員が本市の災害状況を視察。松川温泉、増水した松川の濁流によって破壊された護岸や道路、冠水した水田など、多くの被害の状況について、田村市

長らから説明を受けました。

次ページには、この豪雨被害に関して、9月25日現在で取りまとめた各種支援制度を記載しています。該当される方は、申請方法などを確認し、手続きください。

現在、市では、調査や復旧作業を進めています。被害状況などについての詳細は、後日発行の「広報はちまんだい」などでお知らせする予定です。

### 税務課

#### ○り災証明書の交付申請

税務課では、住家の「り災証明書」の交付申請を受け付けます。

「り災証明書」は、建物の被害の程度を証明するもので、各種申請に必要となる場合があります。

■申請に必要なもの ①り災証明申請書②印鑑

■申請期限 10月24日(木)

■交付について 証明書の交付には、申請者の立ち会いの下での調査が必要ですが(代理も可)。申請が多数の場合、調査に日数を要しますので、後片付けを行う場合は、状況写真の撮影をお願いします。

#### ○固定資産税の減免

固定資産に相当な被害がある場合、固定資産税の減免を受けられることがあります。減免は、課税された税金のうち、被害を受けた固定資産に係る部分が対象です。

■対象となる資産 ▼土地(がけ崩れ、土砂岩石の流入などがあつたもの)▼家屋(床上浸水、下壁の修理または畳などの取り替えが必要となる程度の被害)▼償却資産(課税になっている場合のみ)

■申請に必要なもの ①固定資産税減免申請書②印鑑

■申請期限 11月25日(月)

■減免となる税額 第4期で調整します。申請が多数の場合、調査・訪問に日数を要し、決定までに時間がかかることもあります。決定までは、

現在の固定資産税を納期どおりに納付願います。

り災証明書、固定資産税の減免について詳しくは、資産税係(☎・内線1242・1244)まで。

#### ○市税の徴収猶予

り災証明書の申請をする方で、納期限ごとの市税の納付が困難な方については、徴収を猶予できる制度があります。希望される方は、り災証明書申請をする際に、収納整理係(☎・内線1252・1255)にご相談ください。

#### ○国民健康保険税の減免

次の条件を全て満たしている場合、被害の程度に応じて国民健康保険税の減免を受けられることがあります(納期限7日前までに申請が必要です)。

■条件 ①申請時点で納期の過ぎていない国民健康保険税がある②平成24年中の合計所得金額が600万円未満で、国民健康保険税が困難③被保険者の所有する住宅または家財に、その価格の30%以上に相当する額の損失を受けた(保険金などで補てんされるべき額は除く)

なお、減免となるかどうかは、被害状況を調査し、判断します。

#### ○申告時の雑損控除

生活用資産や業務用資産に損害を受けた場合、申告時に、一定金額の雑損控除を受けることができます。対象となる資産は、次の条件を全て満たすものです。

■条件 ①所有者が納税者本人または生計を共にする配偶者やその他の親族で、その年の総合所得金額などが38万円未満②生活に必要な住宅、家具、衣類などであること

■申告時に必要なもの ①被害を受けた資産の明細(内容、取得時期、価格の分かるもの)②資産の取り壊し費用などが分かるもの③被害によって受け取る保険金、損害賠償金などが分かるもの

国民健康保険税、雑損控除について詳しくは、市民税係(☎・内線1252・1255)まで。

### 市民課

#### ○後期高齢者医療保険料の減免

被保険者または世帯主が所有する住居が被害を受けた場合、所得や損害割合に応じて、減免を受けられることがあります。

■対象となる住居の被害状況 半壊以上または床上浸水以上

■申請に必要なもの ①り災証明書②印鑑 ※聞き取りなどによる調査も行います。

#### ○減免となる保険料 納期限の7日前までに申請したもの(年金天引きの場合、直近の年金支給日の7日前までに申請したもの)

■国民年金保険料の免除 住家が半壊以上の被害を受けた国民年金加入者で、国民年金保険料の納付が困難な場合、特例の免除申請をすることができます。

後期高齢者医療、国民年金について詳しくは、国民年金係(☎・内線

#### ○浸水便槽汲み取り費用支援

床上・床下浸水の被害を受けた住宅で、浸水した便槽の汲み取り費用を全額補助します(予定)。

■対象世帯 浸水被害の届け出(市民課で受け付けています)を提出し、市役所の確認を受けた世帯

■対象期間 9月17日(火)から10月16日(水)までに行なった汲み取り

■受付期間 10月10日(木)から11月14日(木)【補助は1回のみ】

■申請方法 市役所市民課または松尾・安代総合支所地域振興課に、期間内の汲み取り手数料の領収書、申請者名義の口座情報と印鑑を持参し、申請ください。

#### ○災害ごみの受け入れ

市清掃センターでは、災害ごみの受け入れを行っています。受付時に「災害ごみであること」「住所」「名前」を申し出てください。

■時間 平日の午前8時半から午後4時半まで

■清掃センターに直接搬入できる災害ごみ(一般家庭から排出されたもの限定) ▼布団、畳、たんすなどの家財道具▼河川の氾濫などで敷地内に流入した流木など

■清掃センターでは受け入れできない災害ごみ ▼事業系ごみ、廃プラ、農業用機械・ビニールなど▼電化製品(テレビ、冷蔵庫、エアコン・洗濯機・パソコンなど)▼自家用車(バイク、テリーなどの部品を含む)、バイク、タイヤなど ※これらは専門業者に依頼願います。

#### ○災害ごみの臨時集団回収

個人で処理できない災害ごみをまとめて臨時回収します。事前に申し出が必要です。

■期間 10月31日(木)まで

■回収について 隣近所など数軒で、集積場所を決めてください(トラックが乗り入れ可能で、交通の支障とならない場所)。その後、代表者が市民課へ①集積場所②希望回収日③対象者を報告ください。ただし、作業の都合上、回収日の希望に添えない場合があります。

汲み取り費用支援や災害ごみについて詳しくは、環境衛生係(☎・内線1124、1125)まで。

### 地域福祉課

#### ○災害見舞金

居住する市内の住家が、床上浸水(市が認定したもの)した世帯に対し、見舞金1万円を支給します(予定)。

なお、同一住家に複数世帯が居住している場合は、1世帯とみなします。また、住家以外の建物(事業用など)は、対象となりません。

見舞金の支給に関する事は、福祉総務係(☎・内線1166)まで。